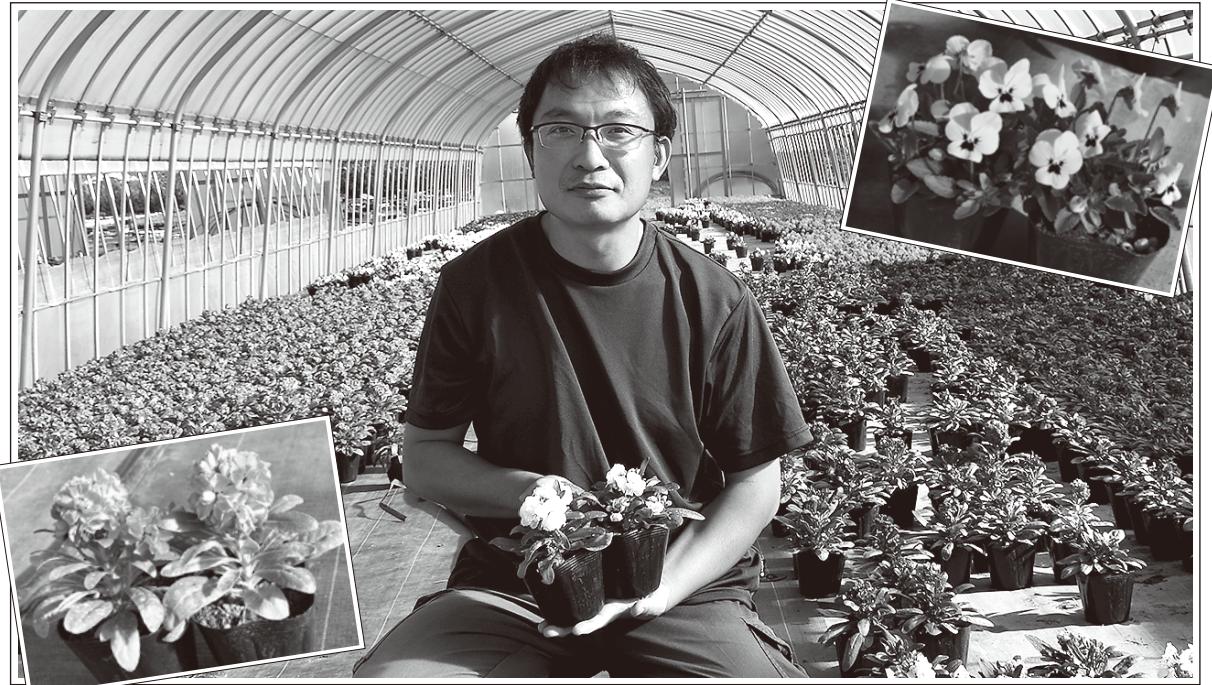


## 農業委員会だより

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652 番地 1 ☎ 0476(93)6494 (直通)  
富里市ホームページ <http://www.city.tomisato.lg.jp>

## 父と二人三脚で花づくり

十倉（旧平）の花農家、若山健太朗さん（35歳）を紹介します。若山さんは、約20aのビニールハウスで、父の新市さんと年間を通じて花の栽培をしています。

## 就農のきっかけは

就農するまでは会社員で、勤務の関係から実家を離れていたのですが、そろそろもどつて来ないかと父に言われて27歳の時に就農しました。

## 花の栽培はいつごろから

30年以上前に父が始めたそうで、祖父の代はスイカや野菜を作っていたと聞いています。

## どのような花を

## 栽培していますか

自分のところは、「鉢もの」と言われる花を栽培しています。今は、パンジー、ビオラ、ストック、葉牡丹、アリッサム。この後3月ぐらいまでが、ネモフィラ、マルチコール。その後が春もので、ベゴニア、サルビア、ニチニチソウ、コリウス、金魚草など。毎年、ほぼこのローテーションです。

## 今後の抱負は

もっと多くの品種を育てたいと考えています。今、切り花のソラナムパンプキン（観賞用のナス）をやってみたないと勉強しています。父と丹精込めて育てた花が、ここ

富里市農業後継者（TN）  
ネットワークで活動されて  
いるそうですが

就農激励会で、当時の会長から声をかけられて加入しました。活動を通じて、情報

収集や交流も図っています。

今は、コロナ禍ということで活動が制限されていますが、メンバーがもつと増えて、市の農業を盛り上げられる活動ができるようになればいいですね。

## 新春のごあいさつ



富里市農業委員会  
会長 藤崎芳久

あけましておめでとうござい  
ます。

日頃より、当委員会に対し、  
御理解と御協力を賜り厚くお礼  
を申し上げます。

さて、昨年は新型コロナ感染  
症や円安に加え、世界的な穀物  
需要の増加やエネルギー価格の  
上昇、長期化するウクライナ情  
勢など複数の要因が重なり、一  
昨年に比べて生産資材や燃料、  
肥料、飼料等が高騰し、農業經  
営に大きな影響を与えるました。  
製造業では、原料価格やエネ  
ルギー価格が高騰した場合、製  
品価格に転嫁することができま  
すが、農家は資材や燃料などの  
高騰による経費の増加分を農産  
物価格に転嫁することは難しく、  
結果として収入の減少となつて

しまっています。  
各農家では、収入保険や野菜  
価格安定制度、国や県の補助事  
業を活用するなど対応されてい  
ると思いますが、當農を継続し  
ていくには非常に難しい状況に  
あると思います。

このように農業を取り巻く嚴  
しい環境の中で、農業委員会と  
いたしましては、農業委員会法  
や農地法などの関係法令の下、  
担い手への農地利用の集積・集  
約化、遊休農地の発生防止・解消、  
新規参入の促進による農地等の  
利用の効率化及び高度化の促進  
など、農家の皆様の御理解と御  
協力をいただきながら、農地利  
用の最適化の推進に努めていか  
なければならぬと思ひます。

今年の7月には、農業委員、  
農地利用最適化推進委員18  
名が参加しました。

研修会は、「人・農地関連施策  
の見直し」と、「農業者年金制度  
及び加入推進活動について」と  
いう2つのテーマで行われまし  
た。

「人・農地関連施策の見直し」  
の研修では、令和4年5月に改  
正された農業経営基盤強化法等  
の概要をはじめ、農地利用の最  
適化の推進について研修を受け  
ました。法律の改正により、日  
常的な農地の見守り活動や相談  
活動に加え、将来に向けた農家  
の意向把握や、担い手への農  
地利用の集積・集約化を進め  
るための話し合いへの参加・支  
援など、推進委員や農業委員の  
役割は益々大きくなつていくこ  
とがわかりました。

農業者年金制度の研修では、  
年金加入のメリットと令和4年  
の制度改正について研修を受け  
ました。私が加入していた時と  
比べ制度が見直しされ、だいぶ  
良くなつてきたと思いました。  
加入していた当時は、税金の申  
告時に支払った保険料が全額控  
除されるというくらいのイメー  
ジしかありませんでしたが、積  
立方式の年金になるなど色々改  
善されてきました。

## 委員活動報告

### 農業者年金等 研修会に参加して



農地利用最適化推進委員  
田口榮一



法律と制度の改正には特に集中して

農業は、生涯現役の職業だと思ひますので、安心して豊かな老後への備えとなるような手厚い年金が必要だと思います。このことが実現実行できれば、農業者年金に加入してもらえる若い人が増えてくると思います。

推進委員として、一人でも多くの農家の方に、農業者年金を理解してもらえるように、制度の周知に努めていかなければならぬと思いました。



農地利用最適化推進委員  
成毛 勝

### 香取・印旛ブロック別研修会に参加して

令和4年10月20日、香取・印旛ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が神崎町の「神崎ふれあいプラザ」で開催されました。

研修会には、香取・印旛ブロック別農業委員から265名の委員と職員が参加し、本市農業委員会からは18名が参加しました。



研修は、「農地法と農業委員・農地利用最適化推進委員の使命」、「地域計画作成に向けた農業委員会の取り組みについて」及び「農地中間管理事業の推進について」が県内各ブロック共通のテーマとして行われたほか、香取・印旛ブロック独自テーマとして「盛土関連について」の研修が行われ、盛り沢山の研修会でした。

それぞれの項目の説明を聞いて、委員として法令遵守の徹底が大切であり、農地は農地法をはじめ、様々な関係法令等で守られていることを学ぶことができました。

また、これまで以上に耕作放

### 農地パトロール（利用状況調査）を実施

農業委員会では、毎年、市街化区域を除く市内全域で農地パトロールを実施しています。

令和4年度は、8月から9月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をして市内の農地の確認をしました。

この調査は、農地法に基づく「利用状況調査」に位置付け、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」、「違反転用の発生防止・早期発見」の3点に重点をおいて実施したものです。

調査結果によつて、遊休農地の所有者に対し農地利用の意向の確認をする場合があり、中間管理事業を利用した貸付けを行う意向があるか、自分で耕作す

棄地としないための取り組みを強化していかなければならないと思いました。研修は非常に有意義で、研修を通じて、農業委員や推進委員の使命とその役割は重要であると改めて再認識する一日となりました。

なお、意向の表明がない場合、または回答した意向のとおりに対応されない場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを所有者等に勧告することになっています。この勧告を行つた場合、当該農地の固定資産税の課税が強化される可能性がありますのでご注意ください。

農地に関するご相談は、隨時受け付けていますので、農業委員会までご相談ください。

る意向があるかなどをお伺いしています。

なまは回答した意向のとおりに対応されない場合は、農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを所有者等に勧告することになっています。この勧告を行つた場合、当該農地の固定資産税の課税が強化される可能性がありますのでご注意ください。

農地に関するご相談は、隨時受け付けていますので、農業委員会までご相談ください。



遊休農地の状況を確認

## 秋まつりで農地相談と農業者年金の加入推進

令和4年11月20日(日)に、市制20周年記念として、「産業まつり」「福祉まつり」「環境フェア」「とみさと市民活動フェスタ」「富里市文化祭」の市の5つのイベントを同時に開催とした「とみちゃん秋まつり」が開催されました。

3年ぶりの開催となりましたが、多くの方が来場され、農業委員会では相談コーナーを設けて、農地に関する相談と農業者年金への加入推進を行いました。



## 農地の適正管理に努めましょう

農地は、一度耕作をやめて数年放置してしまふと、原形が分からぬほどに荒れてしまふます。農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による病害虫の温床となるだけでなく、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど、生活環境への悪影響も考えられます。



### ※遊休農地とは

- 1年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。
- 周辺の農地と比べて低利用となっている農地。

## 農地転用には手続きが必要です

「農地の転用」とは、田や畠等の農地を、住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場など、農地以外の用途に変更することです。このような場合は、農業委員会を経由して、県知事の許可が必要です。(ただし、市街化区域内の農地の場合は届出になります。)

また、埋立てや盛土などによる造成を行う場合も農地転用に該当し、事前の許可または届出が必要です。

自分名義の農地を転用する場合 他人名義の農地を売買、または 貸借して転用する場合	農地法4条申請
--	---------

※農地転用申請に係る事前の相談は随時受け付けしていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

### 無断で転用すると

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がされる場合があります。また、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科される場合があります。農地の所有者を含めて、違反転用者には厳しい措置がとられます。

### 農地転用許可後は登記手続きを

農地転用の許可を受けた土地は、工事完了後、忘れずに法務局で地目変更登記を行ってください。

## 農地の売買(譲渡)や貸借する場合などは農地法等の手続きが必要です

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても自由に売ったり、貸したりしてもよいのではないか。」と思っていませんか。農地の売買（譲渡）や貸借する場合は、農業委員会の許可等が必要です。

### ◆農地を売買（譲渡）する場合…農業委員会が申請窓口（農地法3条申請）

農地を農地のまま（耕作目的で）、売買や譲渡する場合は、農業委員会の許可が必要です。

※資産保有や投資目的による売買、農地を取得する適格者でない場合は許可されません。

### ◆農地を貸借する場合

農地を貸し借りするには、農業委員会の許可を受ける方法（農地法3条申請）と、市が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定する方法（農業経営基盤強化促進法）等があります。

高齢のため農地を耕作するのが難しい方や、後継者がいないため将来の農地の維持管理が心配な方、または農業経営の拡大を検討している方などは、農地の貸し借り等を検討してみてはいかかでしょうか。

#### 【農地法3条申請による貸借】…農業委員会が申請窓口

●賃貸借の場合は、貸付期間が終了しても契約は終了せず、法定更新されます（期間満了前の一定の時期に、貸し手（所有者）が解約の意向を伝えない場合は、自動的に更新されます。）。

●使用貸借の場合は、貸付期間が終了すれば、農地の返還を受けることになります。

#### 【農業経営基盤強化促進法による利用権設定】…農政課が申請窓口

市内の市街化調整区域の農地が対象で、貸し借りする期間（3年・6年・10年）、賃料などを貸し手（所有者）、借り手（耕作者）双方で決めて申し出をします。貸借期間が終了すると賃貸借関係は終了し、農地が貸し手（所有者）に返還されますので、貸す側も安心して貸すことができます。再設定により、更新することができます。

#### 【農地中間管理事業推進法による利用権設定】…農政課が申請窓口

農地を貸し付けたい方から農地中間管理機構（公益社団法人 千葉県園芸協会が、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。）が農地を借り入れ、経営規模の拡大や効率化などを進める担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。機構が市と協力して農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは機構が行います。

### 問い合わせ先

農業委員会（電話93-6494） 農政課（電話93-4944）

※農地中間管理事業の制度に関することは

公益社団法人 千葉県園芸協会（電話043-223-3011）

### 「ヤミ耕作」はルール違反です～農地の貸し借りは正規の手続きで～

手続きが面倒という理由や税金等の関係などから、親戚や知人などに何も手続きせずに農地を貸すことを「ヤミ耕作」と言います。

農業委員会等へ手続きを行わない貸し借りは、法律違反（農地法第3条違反）になります。

また、口約束（契約書なし）の貸し借りはトラブルのもととなり、将来相続を受けた方にも影響することになりますので、農地の貸し借りは、正規の手続きをしましょう。

## 農地を相続した場合

相続等により農地を取得した場合は、その農地のある市町村農業委員会への届出が必要です。

これは、相続等による農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めるためのものです。

届出の様式は、農業委員会窓口のほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。

例えば・・・農地を相続した方が地元を離れていて、自分では耕作や手入れができない場合、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

## 農業者年金で将来に安心を!

農業者年金は、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- ①年間60日以上農業に従事
- ②国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）
- ③20歳以上60歳未満の方

※さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の  
国民年金の任意加入者も加入できます。



### 【農業者年金の主な特徴】

- 積立方式・確定拠出型で、少子高齢化に強い年金です。
- 保険料は自由に決められ、いつでも変更できます。  
(月額2万~6万7千円。35歳未満で一定の要件を満たす農業者は月額1万円から。)
- 終身年金で、80歳前に亡くなられても死亡一時金があります。
- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、住民税・所得税が節税になります。
- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。

※詳しい内容や加入の申し込みは、農業委員会事務局（☎93-6494）

またはJA富里市（☎93-2111）へ

**新型コロナ感染症の影響から開催できるか心配されましたが、「とみちゃん秋まつり」として産業まつりが、3年ぶりに開催されました。共進会には、各農家自慢の農産物が出品され、まつり当日は、時折、小雨の降るあいにくの天気となりましたが、多くの方で賑わいました。まつりの活気に、私も元気をいたきました。**

出店に協力いただいた市内の農商工業者の皆さんをはじめ、まつりに華を添えていたいた、七栄親子まつりの山車や富里ひづめ太鼓の皆さんなど、全ての関係者の方に感謝です。各委員の任期は今年7月までとなります

が、少しでも農家の皆さんのお力になれるよう、各委員が連携して活動してまいります。本年もどうぞよろしくお願ひします。

**△△編集後記△△**

新型コロナ感染症の影響から開催できるか心配されましたが、「とみちゃん秋まつり」として産業まつりが、3年ぶりに開催されました。共進会には、各農家自慢の農産物が出品され、まつり当日は、時折、小雨の降るあいにくの天気となりましたが、多くの方で賑わいました。まつりの活気に、私も元気をいたきました。

出店に協力いただいた市内の農商工業者の皆さんをはじめ、まつりに華を添えていたいた、七栄親子まつりの山車や富里ひづめ太鼓の皆さんなど、全ての関係者の方に感謝です。各委員の任期は今年7月までとなります

が、少しでも農家の皆さんのお力になれるよう、各委員が連携して活動してまいります。本年もどうぞよろしくお願ひします。

**農業の最新情報満載**

**全国農業新聞を購読してみませんか**

**発行日…毎週金曜日**

**購読料…月額700円**

**(送料・税込)**

**お申し込みは農業委員会事務局まで**

**全国農業新聞**

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS